

つしま子育て応援券について

この事業は、子育てをする保護者に対して育児の不安や身体的、経済的負担の軽減を図るため、子育て支援サービスに利用できる「つしま子育て応援券」を交付するものです。

応援券の交付

- ・ 第1子・第2子の出生児
2万円(500円×40枚)
- ・ 第3子以降の出生児
4万円(500円×80枚)

児童課職員が児童の住民票の記載・登録を確認し、生後4カ月までに実施する「赤ちゃん訪問」時に交付します。サービス利用開始は平成27年8月からです。

サービス内容

- ① 保育・育児支援・保健
- 一時的保育、子育て援助(送迎、預かり等)、病児・病後児保育、任意の予防接種
- ② 経済支援

読み聞かせ絵本、チャイルドシート、おむつ購入、ベビーマッサージ、タクシー利用

利用できる事業所

下表のとおり詳しくは市ホームページで確認してください。

利用期間

対象児が2歳に達した日以降の最初の3月31日まで

対象

平成27年4月1日以降に生まれた児童およびその保護者で、児童の出生日から津島市に住民票を継続して記載・登録している方

① 保育・育児支援・保健サービス 応援券の交付金額のうち利用上限額20,000円(第3子以降の場合40,000円)

	施設名	電話
一時的保育	共存園保育所	☎26-2468
	新開保育園	☎24-3645
	東愛宕保育園	☎25-1017
	神島田保育園	☎31-0672
	蛭間保育園	☎28-2713
子育て援助(送迎・預かり等)	ファミリー・サポート・センター	☎55-7708
病児・病後児保育	神島田保育園	☎31-1200
任意の予防接種	医療機関	

※任意の予防接種は、医療機関窓口では現金等で支払い後、市役所児童課で手続きをしてください。

② 経済支援サービス 応援券の交付金額のうち利用上限額10,000円(第3子以降の場合20,000円)

	施設名	電話
読み聞かせ絵本	精文館書店 津島店	☎27-5200
	精文館書店 新津島店	☎22-4001
チャイルドシート	取扱店	
おむつ購入	スギ薬局 神守店	☎27-5131
	スギ薬局 東柳原店	☎22-2325
	ドラッグスギヤマ 津島北店	☎23-5911
	浅井薬局 申塚店	☎25-9616
	門前薬局	☎26-2934
	ヨシツヤ 津島本店(専門店を除く)	☎23-7111
	ヨシツヤ 北テラス	☎28-0111
ベビーマッサージ	Yストア 唐臼店	☎32-3601
	津島市民病院	☎28-5151
	中央児童館	☎26-3540
タクシー利用	貴子ウィメンズクリニック	☎23-5786
	日の丸タクシー	☎28-3456
	名鉄西部交通	☎26-2406

※チャイルドシートは購入後、市役所児童課で手続きしてください。

問合せ 児童課児童・保育G 内線22223・22224

つしま子育て応援券サービス提供事業者の募集

経済支援のサービスを提供する事業者を募集します。申し込みを希望する場合は、児童課で「登録に関する説明資料」をお渡しします。

対象 市内でサービスを提供する事業者

小児慢性特定疾病児童等医療費支給事業が始まります

8月1日から保護者の経済的な負担軽減を図るため、治療が長期にわたる小児慢性特定疾病を患う児童等の医療費を支給します。

対象 市内に住所を有し、津島保健所長から「小児慢性特定疾病医療費医療受給者証」を交付された18歳未満の児童(20歳到達まで認められる場合もあります)

支給の範囲 小児慢性特定疾病に係る医療費助成制度における自己負担のほか、小児慢性特定疾病以外の疾病や負傷についての診療を含む医療費全般に係る自己負担相当額

支給方法 一度、医療機関で自己負担額を支払った後、市への申請により相当額が支給されます。

申請窓口 保険年金課医療・年金G(市役所1階)

申請に必要なもの

- ・印鑑(朱肉を使うもの)
- ・健康保険証
- ・小児慢性特定疾病医療費医療受給者証
- ・振込先口座番号のわかるもの
- ・領収証

問合せ 保険年金課医療・年金G
内線2123・2124

精神障がい者医療費助成の拡大をします

8月1日から精神障害者保健福祉手帳に、障がい等級が1級または2級と記載されている方について、助成の範囲を全疾病に拡大します。

この制度を利用するには、受給者証の交付を受ける必要があります。

ただし、その他の福祉医療受給者証(子ども、障害者、母子・父子家庭、後期高齢者)をお持ちの方は、そちらが優先となります。

対象者には、7月初旬に申請書類等を送付しています。お早目に手続きをしてください。

問合せ 保険年金課医療・年金G
内線2123・2124



特別障害者手当等の現況届をお忘れなく

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受けている方は現況届を、愛知県在宅重度障害者手当を受けている方は所得状況届を、毎年提出していただく必要があります。

届出用紙は8月上旬に、対象となる方に郵送します。

この届けを提出されないと、次回からの手当の支払ができなくなりますので、必ず期間内に手続きをしてください。

なお、介護保険施設等に入所もしくは医療機関に3カ月以上継続して入院されますと手当は受けられません(障害児福祉手当については、入院中の方も継続して支給されます)。

該当の方は速やかに手当喪失届を提出してください。届けが遅れますと、手当を返還していただくこととなります。

現在支給停止中の方も届けが必要です。

受付期間 8月10日(月)～9月10日(木)

受付・問合せ 福祉課福祉G(市役所1階)
内線2131・2132

児童扶養手当等、現況届を忘れずに

児童扶養手当・遺児手当(県・市)・特別児童扶養手当の認定を受けている方は、現況届を提出してください。

この届けは、8月からの手当の支給を決める大切なものです。

現在、支給停止中の方も届けが必要です。また、児童扶養手当受給開始後5年経過された方(対象者には通知してあります。)は、「一部支給停止適用除外事由届出書」の提出もお願いします。

受付期間を過ぎますと、12月の支給が受けられない場合があります。

受付期間

①児童扶養手当・県遺児手当・市遺児手当を受けている方

8月4日(火)～31日(月)

②特別児童扶養手当を受けている方

8月11日(火)～9月10日(木)

受付場所

8月4日(火)～31日(月)

市役所2階仮設会議室

9月1日(火)～10日(木)

市役所2階児童課

問合せ 児童課児童・保育G 内線2223・2224

国民健康保険からのお知らせ

高額療養費について

高額療養費は、同じ月内に、医療機関窓口で支払った自己負担金のうち、自己負担限度額(表参照)を超えた額が支給される制度です。該当する方には、個別に通知します。通知を受け取られた方は、窓口で申請手続きをしてください。

持ち物 保険証、印鑑、領収証、世帯主の口座が分かるもの

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証について

70歳未満または70歳以上の住民税非課税世帯の国民健康保険加入者が「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提示すると、医療費の窓口負担が自己負担限度額(表参照)までの支払いで済みます。また、住民税非課税世帯の場合は、入院時の食事標準負担額(表参照)が減額されます。

なお、国民健康保険税を滞納している世帯の方は、交付できない場合があります。

持ち物 保険証、印鑑

窓口一部負担金減免制度について

失業等により収入が著しく減少し、資産や融資の活用をしたにもかかわらず、一時的に医療機関などへの一部負担金(医療費)の支払いが困難なときに、

減免(減額、免除および支払猶予)する制度を設けています。

申請には、収入や資産に関する証明書や申告書類の他、医師の意見書等が必要になります。

申請期限 減免の対象となる事由の発生した日から6カ月以内

適用期間 申請日から6カ月を経過した月の末日まで

出産育児一時金について

国民健康保険の加入者が出産したとき、出産育児一時金として出生児1人につき42万円が支給されます。

※「産科医療補償制度」に加入している医療機関で、妊娠22週以降の出産(流産または死産も可)の場合です。

産科医療補償制度に加入していない医療機関での出産、または妊娠12週〜22週未満での出産の場合は40万4千円となります。

出産育児一時金直接支払制度とは

医療機関にて出産育児一時金直接支払制度の手続きをさせていただくことにより、津島市から出産育児一時金を直接医療機関などに支払います。これにより医療機関などの窓口での支払いは、出産費用から出産育児一時金を差し引いた金額となります。

国民健康保険加入者の高額療養費自己負担限度額と入院時の食事標準負担額

70歳未満

所得区分	自己負担限度額(診療月単位)	入院時の食事標準負担額(1食当たり)
901万円超及び未申告世帯	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 【過去12カ月以内で4回目以降は140,100円】	260円
600万円超901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 【過去12カ月以内で4回目以降は93,000円】	
210万円超600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【過去12カ月以内で4回目以降は44,400円】	
210万円以下	57,600円【過去12カ月以内で4回目以降は44,400円】	
住民税非課税世帯	35,400円【過去12カ月以内で4回目以降は24,600円】	210円(過去12カ月の入院日数が90日を超える場合、160円)

注 医療機関ごとの窓口負担額(処方箋薬局分を含む)が21,000円を超えた場合に限り対象となります。

70歳以上

所得区分	自己負担限度額		入院時の食事標準負担額(1食当たり)
	外来のみ(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
住民税課税所得が145万円以上	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【過去12カ月以内で4回目以降は44,400円】	260円
住民税課税所得が145万円未満	12,000円	44,400円	
住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	210円(過去12カ月の入院日数が90日を超える場合、160円)
		15,000円	

なお、この制度を利用しなかった場合や、出産費用が出産育児一時金の額を下回った場合は、出産後に窓口で請求手続きをいただく。

持ち物 保険証、印鑑、領収証、母子手帳、直接支払制度△台意文書

平成27年度国民健康保険税の賦課限度額の変更について

地方税法施行令の改正により、国民健康保険税賦課限度額が次のとおり変更となりました。

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分	合計
改正前	51万円	16万円	14万円	81万円
↓				
改正後	52万円	17万円	16万円	85万円

問合せ 保険年金課国民健康保険G
内線212512129

介護保険料の納付について

介護保険料は前年の所得を基に算定しています。

このたび、平成27年度の保険料額が確定したため、該当の方に8月3日付で「納入通知書(保険料額決定通知書)」をお送りします。

納付方法は、次のとおりです。

年間を通して普通徴収の方

8月から、今回確定した保険料での納付が始まります。

対象

- 年金額が年額18万円未満の方や受給年金が老齢福祉年金の方
- 年度途中(平成27年4月2日以降)に65歳になられた方や転入された方

年間を通して特別徴収の方

10月から、今回確定した保険料での年金天引きが始まります。

対象 既に年金から保険料を天引きさせていただいている方

現在普通徴収で、8月から特別徴収となる方

8月は仮の保険料で、10月からは今回確定した保険料での年金天引きが始まります。

対象 平成26年12月2日から平成27年2月1日までに65歳になられた方、または、同期間に転入し資格を取得された方で、年額18万円以上の年金を受給されている方

現在普通徴収で、10月から特別徴収となる方

8月・9月は今回確定した保険料を普通徴収で納付、10月からは年金天引きが始まります。

対象 平成27年4月1日現在で、年金受給額が年額18万円以上の65歳以上の方で、8月までに年金天引きが始まっている方

口座振替のご利用を

普通徴収の方は、口座振替を利用されると便利です。

市指定金融機関で手続きする場合

介護保険料の納付書、通帳、通帳印、市役所で手続きする場合があります。

市役所で手続きする場合

介護保険料の納付書、通帳、通帳印、または、キャッシュカード、ユカド、ただで、口座振替が簡単に登録できるマルチペイメントシステムをご利用いただけます。

介護保険料を納めないこと…

介護保険料は、介護保険サービスに

必要な費用をまかなう重要な財源です。介護保険料を納めないでいると、サービスを利用する際に、制約を受けたり、利用者負担が重くなる場合があります。

◆保険料を1年以上滞納した場合

滞納している介護保険料が納付されるまで、保険給付の全額または一部を一時差し止めます。それでも保険料を納付されない場合は、差し止められている保険給付額から滞納保険料を控除します。

◆保険料を2年以上滞納した場合

滞納期間に応じて、給付割合が7割に引き下げられます。つまり、利用者の負担が3割になります。

また、1カ月に支払った利用者負担額が一定の上限額を超えると、その超過分が払い戻される高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

誰もが安心してサービスを受けられるよう、保険料の納付にご理解ください。

問合せ 高齢介護課介護保険G
内線21412143